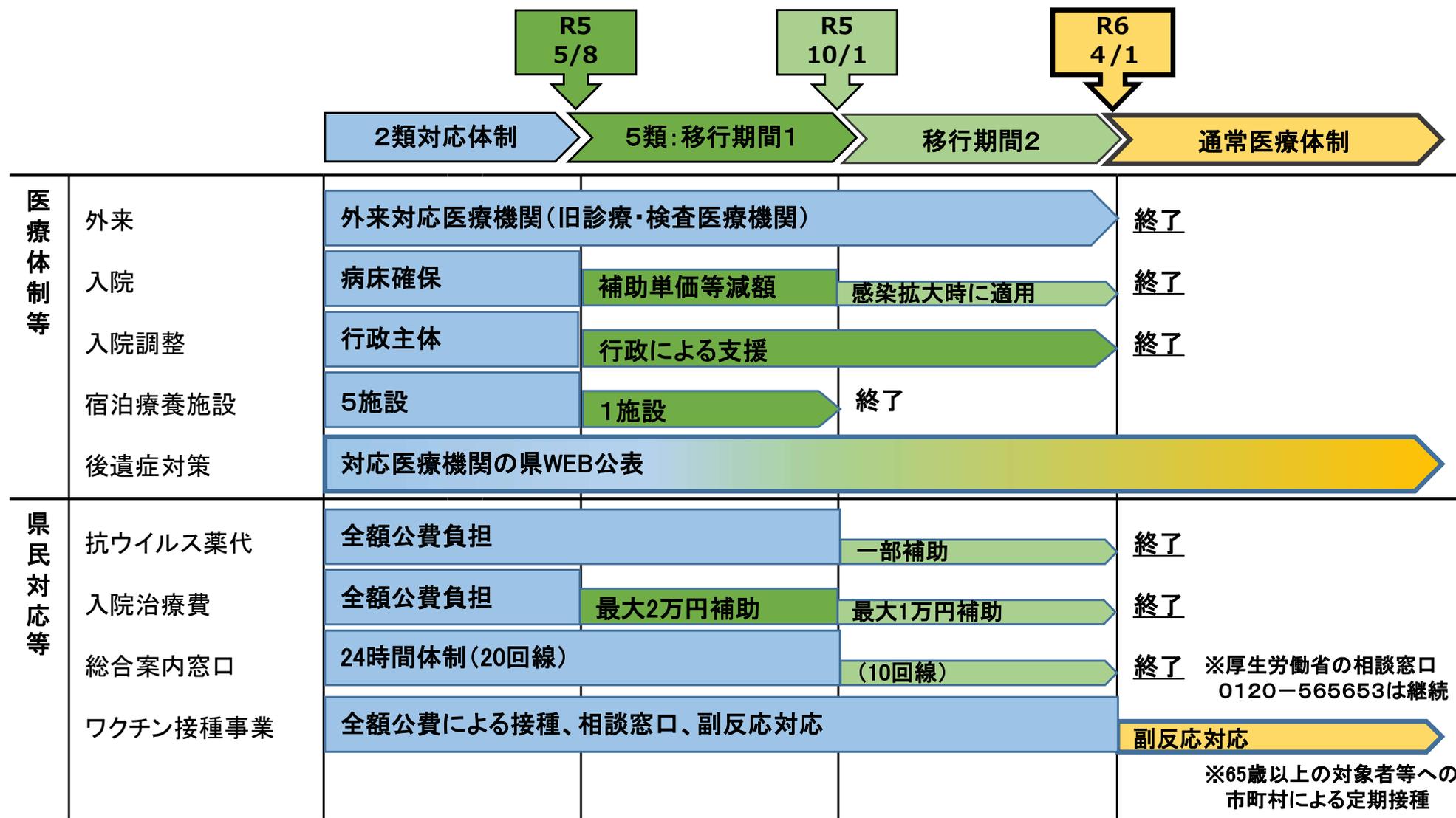


新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療体制について

資料3

- 3月末をもって外来対応医療機関の指定・公表、確保病床での入院患者受入、入院調整の行政支援及び財政支援を終了し、4月以降は通常の医療体制となります。



新型コロナウイルス感染症：4月以降の通常医療体制

○ 3月末で終了

項目	事業	備考
外来医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来対応医療機関 ・ 抗ウイルス薬対応薬局公表 	県によるWEB公表も終了
入院医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確保病床（補助金） ・ 入院調整行政支援 	厚生労働省G-MIS入力依頼も終了
障害者施設・ 高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援 	介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定に反映
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県総合案内窓口 ・ 県LINE相談 	国の相談窓口は継続
医療費公費負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ治療薬代 ・ 入院医療費への公費支援 	自己負担割合に応じて窓口負担
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例臨時接種 ・ 相談窓口 	定期接種化、原則自己負担

新型コロナウイルス感染症：4月以降の通常医療体制

○ 4月以降も継続する秋田県事業

項目	事業
後遺症対策	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関を対象に診療のアプローチ等について研修を行うとともに、学校や事業所等に罹患後症状の周知
ワクチン副反応	<ul style="list-style-type: none">・ 専門の医療機関と連携し、副反応を疑う症状についての医療体制を維持
社会福祉施設向け研修	<ul style="list-style-type: none">・ クラスタが発生した際に適切に対応できるよう、各施設が自立して研修できるよう支援

新聞広告

令和6年3月28日掲載予定 全5段

秋田県からの
お知らせ

新型コロナウイルス感染症は4月から通常医療体制になります

外来対応医療機関やコロナ専用病床の制度は廃止されます。

4月以降、医療費等の自己負担が変わります

3月末で公費支援は終了します。

コロナ治療薬代

- ラゲブリオ ○パキロピッド
- ソコーバ ○ベクルラー

医療費の自己負担割合に応じて
窓口負担

医療費

高額療養費適用※

※医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が、1か月で上限額を超えた額を支給する制度

3月末で全額公費による接種は終了します。

ワクチン
接種費

原則自己負担

- 65歳以上の方などを対象に市町村による定期接種が行われます。
- 定期接種以外の接種を希望する方は、任意接種が可能です。

新型コロナ
ワクチン情報の
詳細はこちら▶



詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

! 引き続き医療機関へのご配慮をお願いします

- 発熱などで受診する際は、**医療機関に必ず事前連絡**してください。
- 治癒の証明書などを取得するために、医療機関を受診することは控えてください。
- 今後も発熱などの体調不良に備えて解熱剤などをご準備ください。

厚生労働省の相談窓口は4月以降も継続して利用できます。

☎0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間：9時～21時(土日・祝日も実施)

秋田県の次のサービスは3月末で終了します。

総合案内窓口 | LINE相談 | 外来対応医療機関公表

基本的な感染対策を
これからも心がけましょう

手洗い・
手指消毒



換気



マスク
着用



マスク着用が効果的な場面

受診時や医療機関・
高齢者施設などを
訪問する時



通勤ラッシュ時など
混雑した電車・バスに
乗車する時

秋田県新型コロナウイルス感染症
保健医療情報ポータルサイト

○救急医療機関や
救急車の適正な
利用をお願いします。

秋田県

©2015秋田県 んだっち



- **4月以降の通常医療体制について**
- **これまでの新型コロナウイルス感染症対策の評価
及び今後の対応について**